

吉岡九郎兵衛、馬場勘兵衛、須川主水、山本庄左衛門等あり、其内高木、高島、後藤、町田四人、町年寄とある。是より年々町割有之。元和の始より四十町と定ふ。天正十五年、豊臣太閤征伐の時、長崎の事詮議あり、彼者共數年長崎の地より南蛮船を寄ため、切支丹邪法を信じ、神社佛閣を破却せし言、聞えしに、此事不法乃至也。逆頭人共を追逐し、伴天連亦が船を追返し、藤堂佐渡守を遣し、法度を定めて、嚴に邪宗を禁む。是より豊臣家の料所とある。

太閤禁
邪宗

阿蘭陀
英吉利
通商始

異国通
商自由

○慶長五年阿蘭陀諸厄利亞人、今の英吉利泉州堀浦より來船して、始めて通商す。阿蘭陀の本國は、長崎港へ交代して來れる。蘭人カヒタ役等此者は、和蘭の屬國なる。亞西亞洲中の海島あり、此國の都府、拔答非亞一名咬啞吧と云、阿蘭陀本國より置所此總督の命令を出づと、坤輿圖識をどふ云るが如く、其本國とい、域或異小島、る事、誤知べし。阿蘭陀諸厄利亞此土地、凡俗ハ別、は抄出して云、此後唐山、安南、交趾、占城、暹羅、呂宋、西洋、東埔等諸國より來船して、平戸、長崎、其外の浦々、通商、慶長十六年の頃ハ、明及び南蛮

皇國（
諸蕃國）
渡海して
通商と

異域長崎小來船八十餘艘と云、又御朱印船と称
し、我國より外国に渡海し、商を通せしが、唐山、
阿蘭陀、他も、皆寛永に至りて止る。

唐船通商
の始

○幹唐船ハ、明の嘉靖隆慶の頃、永禄年中、稀に小船
小て、糸、反物、藥種等、積渡り、交易も、万曆崇禎の頃、
天正、慶長年中、兵乱を避て長崎に來り、住せんや、願
ふ者多し、船数も多く渡來し、九州の内、薩、平戸、大
久根、筑前の博多、豊後、肥前、肥後の五島、平戸、大

唐通辭役
を被定

唐船定数

村、長崎等、浦に、着岸と、慶長九年、長崎小て、唐通
辭役人出來、元和六年より寛永六年の間、唐人
南京、漳州の三寺を建、寛永十二年、向後、唐船、長崎
湊、一方に往來せしめ、他の湊に來着を禁せらる。
來船の定数十二艘、乃、所、寛政二年より減りて十
艘にあり。

長谷川藤廣
と長崎奉行
小て志戸守
と稱す

○列祖成蹟、羅山文集、松栄記事を引て曰、神祖嘗
謂長谷川藤廣曰、曩時日本、與明、有勘合符、天文以

來絶無其事。今須商議復古。至是明商船五島吏目。
周性如來長崎。藤廣招之。問明室之事。白之駿府。
神祖使林道春作本。多正純。藤廣書遺福建道總督。
陳子貞。奉吾國與明通信伐事。及當時皇朝治平。
朝鮮來聘琉球。臣服安南。交趾。占城。暹羅。呂宋。西洋。
寨等諸國。莫不止書翰。室明室亦宜以勘合符通信。
結好。雖署正純。藤廣之名。而其實達之明主。故用。
神祖之印章。藤廣授二書于性如。致之總督。而子貞。

猶狐疑。竟不復書。勘合亦不成。然南京福建商船。每
歲于長崎。至今不絕云々。國初此時勢。今と異ある
を見るべいとあり。

○慶長九年正月二十九日。松前の掟。三箇條。松前志
广守へ被遣之。

烟草

○慶長十年冬。蛮夷より烟草渡來。諸人好て吸翫ぶ。

○同十四年七月十四日。葎蓉を吸翫ぶ事。被禁む。

○慶長十一年。島津家久。山口直友。小就て言上を。琉

諸琉球
征伐

球国昔より嶋津に属し、近年來貢せども、家久再三催促といへども、兼引せども願ふくを、是を伐んと。
東照神君 御許容あり。

朝鮮來聘の始

○慶長十二年五月六日、宗義智、朝鮮の三使を携て江戸に至り、国辱并貢物を獻じ、三使 將軍家へ拜謁。將軍家より御返翰を朝鮮国王へ賜ふ。是 御當家へ朝鮮來聘に始めあり。猶委しくは、文化八年乃所云べし。

○慶長十四年二月、嶋津家久、軍卒三千人、汝從へ、船百餘艘、纜を解て、薩州を發し、琉球国より上り、終に国王ミナ居城首里より打入り、国王尚寧和を乞て降る。
○同年七月、琉球中山王尚寧薩州へ來る。薩州の使者、駿府へ至り、琉球王を以て、拜謁せむ事を乞ふ。御許容あり。琉球国を家久より賜ふに、印章を授けらる。○又台徳公の御年表の所より、慶長十三年七月、島津家久より琉球国を賜の御書を下し、其成功を被賞、予是を授けし、十三年の誤りからべし。

○同十五年八月六日、島津家久、琉球中山王尚寧を

蘭人の
通商
定

携へて駿府に参上し登營して東照宮に并
謁し中山王太刀一腰緞子百反猩々緋十二尋太
平布二百匹蕉布百卷白銀一万両を獻じ同十九
日御暇給して江戸に至り二十八日登城
將軍家へ并謁獻上物若干也是琉球來聘の初也
同十四年八月南蛮国紅毛人貢物を駿府に獻じ
同十四年九月十六日御暇被下本国へ歸る其後大隅
守光久が時正保元年六月十五日琉球国賀慶使
謝恩使を卒て登城是嚴有君誕生を賀し且
尚堅王世継を謝申爲也此時國王不來使を捧

南蛮国の名目
を以て見ユ

諸蕃人渡
來年曆

書を彼国王に賜て毎年肥前平戸に商船交易を
せし旨命ぜらる紅毛人入貢はよと始る
同十六年九月二十日南蛮世界圖の展覧御覽あ
つて異域国々の御沙汰は及ぶ是南蛮国に日記
小見えし始め也是より前後異域に來貢ハ慶長
六年に安南柬埔寨呂宋同七年に太泥国十一年
に暹羅占城田彈同十四年に阿蘭陀同十七年に
亞馬港新伊西把彌亞同十八年に漢入利亞等乃

国々書を奉じ物を捧ぐ其人を引見られし事も
まじ多かり記ふやと見ゆたす。

神君自
試砲

○同十六年八月駿府にて神君御自身火炮を試
みたまふ。

○同十七年三月晦日暹羅^{シヤム}商客船頭緞子緋羅紗^{シヤロ}鮫^{サマ}皮等を獻じ依て諸国蛮夷此物語を問ひ給ふ。

唐人登陸官

○同年八月十五日明人^シ一官御藥種等を追上と又
明人祖官御前ふ出づ依て兩人を召て唐土此

乃御雜談あり。

伴天連宗
嚴禁

○同年三月伴天連宗を嚴禁あり。

高島原耶蘇
の徒蜂起

○寛永十四年十月より肥前高島原耶蘇の徒蜂起西
国の諸侯細川黒田鍋島有馬立花等此諸大將兵
を率いて島原を圍む江府より板倉内膳正重昌
石谷十藏を陣代と遣はさる。

耶蘇の徒
誅伐

○同十五年二月松平伊豆守信綱白命を蒙り島
原小発向耶蘇の徒誅伐四月信綱江戸へ歸陣諸

大將皆本国に凱旋も。

耶蘇宗の
誅夷人

同十七年六月、呂宋国より、黒船一艘、長崎に漂着、
皆耶蘇宗門の類、七十四人の内、六十一人誅せら
る。十三人の赦免あり。

西洋列国史畧に、日本の士民、国君より罪を得し
者、或は領知を失ひ、放逐せらるる者共、及び無頼
の悪奴等、船に駕し、海に航し、諸国を侵掠し、或は
婦女人民を畧し、或は城邑を陷、西は大明国、臺灣

倭寇

島、安南、東京、暹羅、呂宋、爪哇、勃泥等、都て邊海の諸
州、皆倭寇に困らるる者あり。諸国より使を日本
に奉じて、海盜を禁止せん事を請ふ者甚多し。是
に依て、海邊の諸国に令を降して、海賊を禁制も。
然れ共、天草島原の乱に後、罪人海外に遁出く、
爪哇、勃泥、呂宋等、諸国、倭寇益甚し。諸国の日本
に使して、禁止を請ふも、数度あらず。爰に本
いて、人々外國に出るを禁じ、遂に海船の制を定

一本帆柱の起原

め、帆柱一本を限りや。唐船造りの船をも、堅く製する事を止む。是より日本の海船、外洋に航する事を得む。自国に通行、尚風浪に難く、命を喪ひ身破傷る者多し。是日本人に、航海操船に術、小拙き根元あり。

耶蘇教法禁書

○寛永七年、是年より、長崎に於て舶來の書籍の内、耶蘇教法の書を禁せらる。是を禁書と云。長崎旧記、歐羅巴人、利瑪竇が作、三十二種、其他教法の書をいふ。

明兵乱

○正保三年十月二十日、明国平乱、平戸一宮、援兵を乞ふ。依之諸大名へ被仰出。

球人拜泰日光山

○慶安二年九月、琉球人來聘、夫より日光山、拜礼も。

紅毛攻城の法を正房に御衣せうル

○同三年、北條正房、阿蘭陀国、攻城の法を記し、其器械を製して獻む。阿蘭陀人來る時、仰を蒙りて、彼国の攻城に法を推問し、是を書し、作て城を本政以て其形を造りて奉る。兵学者、北條安房守が事也。

○同四年、北條正房、由利安年と阿蘭陀とに戦法、大筒、火箭に用法考索し、書籍、或は本圖を作て獻上。

明王乞援兵

○万治元年九月、明国永明王、托軍師鄭成功、使を来ら
しめ、援兵を請ふ。鄭成功も、国姓爺の事なり。

蝦夷族

○寛文九年七月、松前兵庫此時幼少の領分、蝦夷人、

黨を結びて騒動。同族八左衛門、恭廣を被下是を

鎮めらる。東夷シラキリや云所の夷人シラキリと云

者、黨を催し、運漕の商船を束所の鷹匠

及び水主等、都て二百七十二人を、殺害し、騒動。夜

なり、依て松前八左衛門、台命を蒙り、彼地に至り、

十月シラキリを發向も、首長シラキリを始め、

五十五人を捕刑戮し、其住居を焼拂、靜謐

嘆夷乞通
商不許

○延宝元年、此年南蛮英吉利人、長崎小入津、交易。以

乞ふ。然まども 御免許あり。

明永再起
不利

○同二年、此年長崎入津の唐人、彼国呉三桂が叛

逆を言上も、呉三桂も、故明乃大将、清小降参し、登

庸せられし。當年清此命、汝叛き、明崇禎帝乃皇

子を帝位に即け、清朝を滅し、明を再興せむと欲

をれど、戦ひ利あくして誅せらる。

朝鮮人馬術

○天和二年七月二十七日、朝鮮の聘使登 城御礼、

同九月五日、外櫻田馬場小於て、朝鮮人の馬術を

台覧志たまふ

五十五

○正徳五年正月、長崎表、唐阿蘭陀交易の事、先帝御
改正被仰出、折焚柴記、先代の御遺志を繼れ、
長崎の事御沙汰有べき哉、定あり、此御沙汰の事
起りし、先代御世を繼ぎ、初より、海船互市、
料とすべき、銅の數不足、交易滞り、自ら、
買物への患出來、益、我國の宝貨異域へ入る、
時の奇翫の爲、我國威を失ふべし、藥物書籍

此品、止事を得ざる物、爲、宝貨を渡さる、
あらば、先、毎歲、其國の産物、所、此金銀銅の、外国
へ入る、大數を引くらべて、長崎より、海船
互市の爲、用ふべき、歳額、定め、次、外国の船
共、載來る、所、此多寡を計りて、其數をも、其載來
らん物共の數をも、定むべし、との儀あり、長崎へ
御使として、大目付、御使番を遣され、我國の法、受
んと申者あり、信牌を下され、受ざる者あり、生理

を許さども、即坐し放還さる。同五月、西国、中国も大
名ふも、新例の事小付、仰下さる事有と云ふ、按る
ふ、彼書は寛永の頃より、外国より來れる船數、互
市の銀額も定められども、貞享二年より至りて、始て
唐人互市は銀額六千貫目、阿蘭陀互市の金銀五
万両小定、元禄二年、唐船は數七十艘より定、後八十
艘と成と見たり。正徳御改正より、船額銀額も
減し、猶享保より至り、寛政御改正已前、乃數より定ら

れし物欵

邪宗書の外
西洋書と容

○享保五年、是年より、長崎船來禁書の内、西洋人
著述たり共、邪法教化は書不記とて、御構無之旨

なり。
長崎
旧記

廢下田奉行
置浦賀奉行

○同六年六月二日、豆州下田奉行を廢して、相州浦
賀奉行を置かる。

唐馬医の書

○同九年十一月、長崎唐船へ去寅年享保七年より募求せ
られし、元亨療馬集一部、當五番船主、施翼亭携來

唐馬具
唐馬

唐人の弓
馬師範人
唐医者

療馬の書

る。依之賞銀三枚を賜ふ。是七年十二月、馬醫の書
へき旨、命せられし。依て也。是より前、享保三年
六月、唐馬具、携來るべし。命せられ、同十月、林連文、
唐馬具二通持來し。且又唐馬牽渡るべき旨、命せ
られ、同五年二月、伊字九、唐馬二匹牽渡る。此外、前
後弓馬の藝心得たる者、杭州の陳采若、馬医心得
たる者、蕪州の劉經先、唐醫、杭州の陸文齊、蕪州の
吳載西、朱來章、趙湘陽、汀州の周岐來、御尋小依
て連渡りし事あり。書籍めて于係せられし。依
り。同十年二月、唐船主、李亦賢、療馬の書一部携
來る。依て船主、小賞銀三枚を賜ふ。是は去年、九年
經大全の外、當時相用ふる書持來る。馬医の書、馬
べき由、命せられし。ふよつてなり。

象渡來

朝鮮困窮賜
金

○享保十四年四月二十八日、交趾国より獻上れ大
象入浴。於京都。敵覽相濟、後江戸より來る。五月二
十七日、上覽ふ。象は五名あり。是は九
象の由、寿四五百、年位、壯象七歳、
め象五歳、脊高さ五尺七寸、胴田二丈餘。
宝曆五年七月朔日、宗對馬守へ、朝鮮国中困窮し
因て、御助力金願之通、當年より三箇年の間、金一
万兩宛賜之。
○明和七年五月上旬、東海道與津洋中、朝鮮人十四
人漂着。

○安永四年五月志州鳥羽浦琉球人漂着

琉球四年賜

米金

依金一万兩松平薩广守并借

○寛政五年

九月十八日吹上

御成會西

亞国より歸

朝せし幸大夫

破吉御覽有

彼者元々勢州

白子の船頭

天明二年十二月

駿州沖より難

凡より遭會西

亞（日本東北）

着彼国より漂留

御覽御暇の節時服三十被下之

阿蘭陀江戸へ泰上の事此始を松

浦氏乃家來差添て毎年冬平戸を發し翌年正月

營より登り御礼申寛永十八年長崎より移してより

以來を奉行より檢使与力同心通辞以下數十人

差添下る時節前より同一寛文元年より毎年正月

十五日長崎を發し登營二月末三月よりかき成

寛政二年より足是迄阿蘭陀船二艘の處一艘中成

十二年八月九月三日蝦夷のナモの地を送り歸し赤銅通信通商の事を請ふ是より因て同年十月御目付石川左近將監忠房村上大學義礼西人を論議使とかり松前より被遣彼地より望む事取上難願事あるを長崎より至る信牌を与らば彼国の船も平国より歸るぬ

赤銅も百万貫目の所六十万貫目より減し毎年江府泰上も五年目より減る

同三年九月朔日異国船手當心得御書付

同五年二月十三日御老中松平越中守定信後隠居し

樂翁豆州下田相州浦賀邊巡見被仰付異国

船渡來の節防禦のため砲臺も此備の爲からん

○享和元年此春御小納戸戸川藤十郎安論大河内

善十郎政長仰を請て松前小到り彼地を巡視

○同二年二月二十三日羽太庄左衛門安藝守戸川

筑前守安論

前名藤十郎

蝦夷地奉行始て被

仰付同

奉行支配吟味役二人被仰付是より先寛政十年五月御目付渡辺久藏胤大河内善兵衛政壽御勘定吟味役三橋藤右衛門成方御勘定組頭松山總右衛門直茂御勘定大田十右衛門政奥等以下八十七人を松前へ被遣其地及蝦夷を巡察せしめらる是蝦夷地邊境を開る所也此始也同十一年の春松前領分東蝦夷地箱館より東北地

御用地に被召上若狹守へん替地として武州久喜領五千石を賜ふ此時御書院番頭松平信濃守忠明總奉行と成御勘定奉行石川左近將監忠房御目付羽太庄左衛門正養御使番大河内善兵衛正壽御勘定吟味役三橋藤右衛門成方等仰を請て松前より東蝦夷地乃邊境を開き夷人撫育魚獵交易等此事を沙汰も布衣以下ふて御勘定組頭御勘定吟味方改役支配勘定等出役ふく是

蝦夷守衛

を勤む。南部大膳大夫利敬、津輕越中守寧親、小被
仰付人數を出して、箱館を守衛。同十二年より
人數を配て、東蝦夷地エトロフ等の島に戍守す。此頃
松前より西蝦夷地も、松前に領分なきを、御構な
し、享和元年まで、右に人々相持ふ。東蝦夷地
の事を執まり、同二年冬、蝦夷地奉行を箱館奉行
と改めらる。

箱館奉行

魚沼西使
節次

○文化元年九月七日、魯西亞船一艘、肥州長崎神乃

島小船掛りと

環海異聞云、文化元年九月六日、晝九時、長崎伊王島へ船を繋ぎ、御役

人中黒崎小旗を立て、唐船小御東、御見届、御出、同夜五時頃、御檢使兩人、阿蘭陀人、大小此通、辞差添番、船小て参られ、本船へ移り、使節我々へ御尋あり云云、伊王島も風難乃、恐ある由、云々、願ふて、神島へ引入、国王に使節口サツと称し、国書をよむ、方物數品を携へ、奉行に指揮を得て、江府ふ至り、国書方物を捧て、將軍家へ并謁し、本國に地懸隔たるといへども、我属國貴國に隣る、輿地案より、彼國に属カミヤ、蝦夷地の東北に當り、海上行程一千里、本國より、蝦夷地迄、一万四